

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
生活困窮者自立支援法施行規則 第15条	生活困窮者住居確保給付金の不支給決定処分	生活福祉第一課

処分基準は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める基準とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。